武蔵野学院大学　科目等履修生規程（抜粋版）

（総　則）

第１条　　武蔵野学院大学学則（以下「学則」という）第 38 条の規定により、本学所定の科目中、１科目又は、数科目選び、科目履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない場合に限り、科目等履修生としてこれを許可することがある。

（入学資格）

第２条　　科目等履修生の入学資格は、高等学校を卒業した者又はこれと同程度の学力を有する者とする。

２　　高等学校等と本学が科目等履修生に関する協定書等を結んだ学校等の生徒。

（出願書類）

第３条　　科目等履修生として入学を志願する者は、本学所定の書類（願書・健康診断書）に最終学校の卒業証明書、成績証明書と検定料 10,000 円を添えて学長に願い出なければならない。

（入学選考）

第４条　　科目等履修生の入学に関しては、教授会において選考の上さしつかえがないと認める者に限り、学期の始めに学長がこれを許可する。

（諸費用）

第５条　　科目履修を許可された者は、登録料及び科目履修料を、１科目、2 単位（半期・週１回）につき、本学卒業生は 20,000 円、卒業生以外は 35,000 円（但し、本学公開講座を受講した者は、25,000 円）を所定の期日までに納入しなければならない。

２　　本学と交流提携関係がある外国の大学等に在籍する学生の科目履修料は、1 科目、2 単位（半期・週 1 回）20,000 円とし、所定の期日までに納入しなければならない。

（科目等履修生証）

第６条　　科目等履修生には科目等履修生証を交付する。科目等履修生は、学内では常時科目等履修生証を携帯しなければならない。

（科目履修科目）

第７条　　科目等履修生は、許可された科目以外の科目については履修することができない。

（定期試験）

第８条　　科目等履修生は、科目履修した科目につき試験を受けることができる。試験に合格した者については、単位取得証明書を交付する。

（科目履修期間）

第９条　　科目等履修生の科目履修期間は当該年度以内とする。但し、願い出により継続して科目履修を許可する場合がある。

２　　科目等履修生として履修できる授業科目は､年間 36 単位を越えないものとする。

（科目履修生の身分）

第 10 条　　科目等履修生には、本学の学則及び学内諸規程を準用する。